

【様式編】

洪水時の避難確保計画

【施設名： すくすくキッズ 】

令和 元 年 5 月 31 日 作成

様式編 目 次

市町村に提出（様式6は自衛水防組織を設置した場合に提出）

1	計画の目的	1	} 様式 1
2	計画の報告	1	
3	計画の適用範囲	1	
	施設周辺の避難地図	2	別紙 1
4	防災体制	3	様式 2
5	情報収集・伝達	4	様式 3
6	避難誘導	5	様式 4
7	避難の確保を図るための施設の整備	6	} 様式 5
8	防災教育及び訓練の実施	6	

個人情報等を含むため適切に管理

様式 7～様式 12 は市町村への提出は不要

9	防災教育及び訓練の年間計画作成例	7	様式 6
10	施設利用者緊急連絡先一覧表	8	様式 7
11	緊急連絡網	9	様式 8
12	外部機関等への緊急連絡先一覧表	9	様式 9
13	対応別避難誘導方法一覧表	10	様式 10
14	防災体制一覧表	11	様式 11

1 計画の目的

この計画は、水防法第15条の3第1項に基づくものであり、本施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2 計画の報告

計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、水防法第15条の3第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

3 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

【施設の状況】

人 数			
昼間・夜間		休日	
利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間 10 名	昼間 4 名	休日 0 名	休日 0 名
夜間 0 名	夜間 0 名		

【施設周辺の避難経路図】

洪水時の避難場所は、洪水ハザードマップの想定浸水域および浸水深から、以下の場所とする。



4 防災体制

連絡体制及び対策本部は、以下のとおり設置する。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期	体制	活動内容	対応要員
<ul style="list-style-type: none"> ・大雨・洪水注意報が発表され、今後天候の悪化が想定されるとき ・空堀川においてはん濫注意情報が発表されたとき ・台風の襲来や局地的な集中豪雨が予想されるとき 	注意体制確立	<ul style="list-style-type: none"> ・雨量や河川水位の情報収集 ・屋外の様子を確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集伝達要員
<ul style="list-style-type: none"> ・大雨・洪水警報が発表され、今後さらなる天候の悪化が想定されるとき ・空堀川においてはん濫警戒情報が発表されたとき ・避難準備・高齢者等避難開始が発令されたとき ・局地的な集中豪雨が発生したとき ・周辺地区で道路冠水や浸水等の恐れがあるとき ・その他浸水の危険が想定されるとき 	警戒体制確立	<ul style="list-style-type: none"> ・雨量や河川水位の情報収集 ・屋外の様子を確認 ・入所（院）者家族への事前連絡 ・周辺住民への事前協力依頼 ・使用する資器材の準備 ・要配慮者の避難誘導、介助 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集伝達要員 ・避難誘導要員
<ul style="list-style-type: none"> ・大雨・洪水特別警報が発表されたとき ・空堀川においてはん濫危険情報が発表されたとき ・避難勧告又は避難指示（緊急）が発令されたとき ・周辺地区で大規模な道路冠水、床上・床下浸水、河川び越水等の被害が発生したとき 	非常体制確立	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内全体の避難誘導 ・未避難者、要救助者の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導要員（情報収集伝達要員と協力して実施）

5 情報収集・伝達

(1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	気象庁ホームページ、テレビ、ラジオ、 東村山行政無線メールシステム（登録制メール）、 yahoo!防災（スマホアプリ）
洪水予報・河川水位	国土交通省ホームページ「川の防災情報」、 東村山防災行政無線メールシステム（登録制メール）、 yahoo!防災（スマホアプリ）
避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）	東村山市ホームページ、防災行政無線、 東村山行政無線メールシステム（登録制メール）、 yahoo!防災（スマホアプリ）

(2) 情報伝達

- ①「施設内緊急連絡網」に基づき、また館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者間で共有する。
- ②徒歩や公共交通機関等を用いての広域避難が困難な者がいる場合には、避難困難者の状態や人数について市町村長に報告する。

6 避難誘導

避難誘導については、次のとおり行う。

(1) 避難場所

避難場所は下表のとおりとする。また、悪天候の中の避難や、夜間の避難は危険もともなうことから、施設における想定浸水深が浅く、建物が堅牢で家屋倒壊のおそれがない場合、屋内安全確保を図るものとする。その場合は、備蓄物資を用意する。

(2) 避難経路

避難場所までの避難経路については、「別紙 1 避難経路図」のとおりとする。

(3) 避難誘導

避難場所までの移動距離及び移動手段は、以下のとおりとする。

	名 称	移動距離	移動手段
避難場所	八坂小学校	(400) m	<input checked="" type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 車両 () 台
屋内安全確保	訓練室	/	/

東村山市では、洪水や津波等から逃げ遅れた方などが生命の安全を確保するために緊急一時的に垂直避難できる場所として、「一時避難場所」を指定しております。

上記の避難場所には、最寄りの「一時避難場所」等の頑丈な建築物を選定してください。

津波等一時避難場所の基準

- ・ 昭和 56 年 6 月以降の新耐震基準に合致した建物
- ・ 鉄筋コンクリート造等の頑丈な建築物
- ・ 3 階以上に避難スペースがある
- ・ 24 時間体制での避難が可能



津波等一時避難場所マーク

津波等一時避難場所一覧については、市ホームページをご覧ください。
<https://www.city.higashimurayama.tokyo.jp/kurashi/bosai/bosai/kankoubutsu/bousaiguide/bosai-gaido-map.files/hinanjo-ichiran.pdf>

7 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材等については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。

これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材一覧

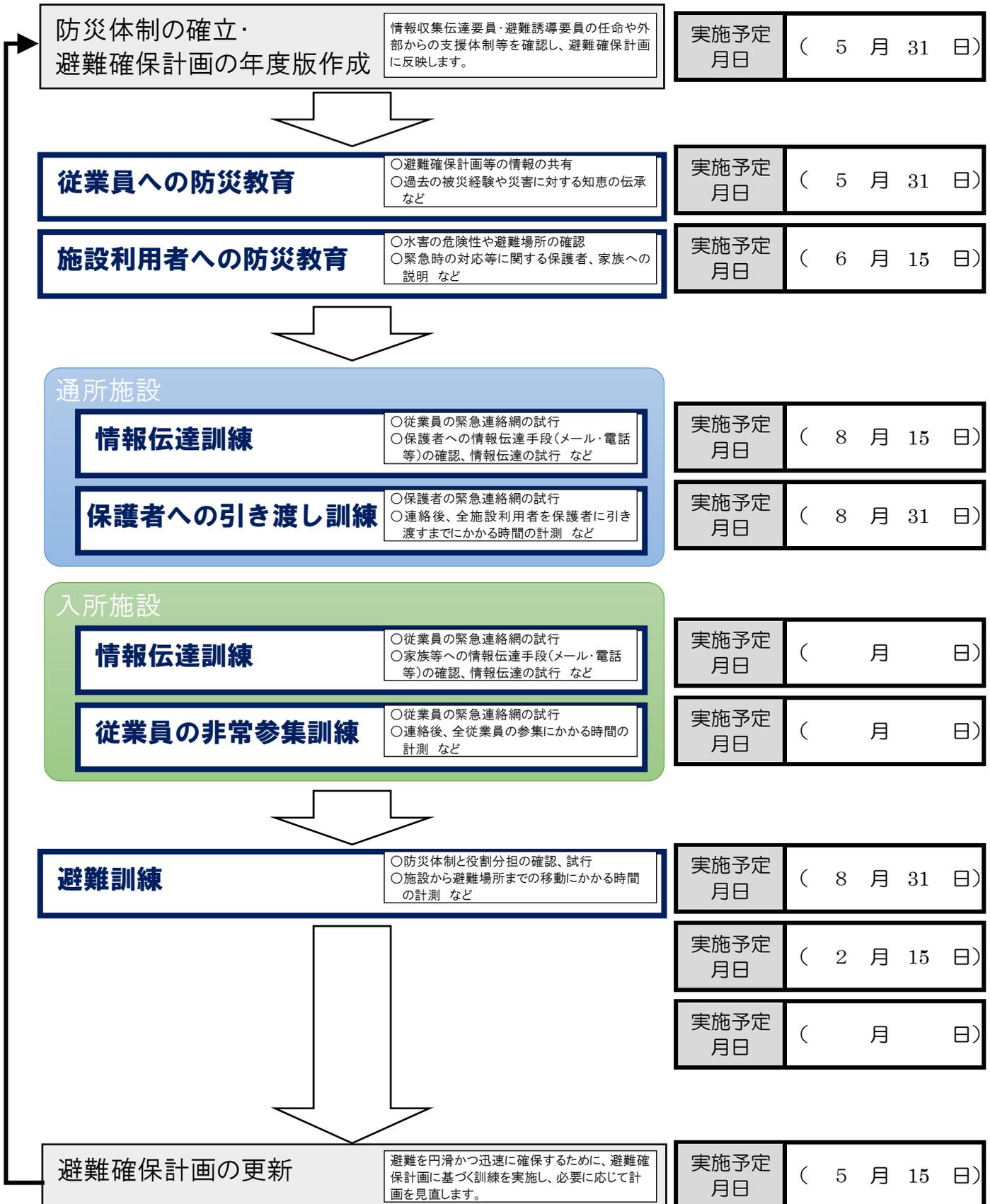
備 蓄 品	
情報収集・伝達	<input type="checkbox"/> テレビ <input type="checkbox"/> ラジオ <input type="checkbox"/> タブレット <input type="checkbox"/> ファックス <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> 懐中電灯 <input type="checkbox"/> 電池 <input type="checkbox"/> 携帯電話用バッテリー
避難誘導	<input type="checkbox"/> 名簿（従業員、施設利用者） <input type="checkbox"/> 案内旗 <input type="checkbox"/> タブレット <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> 懐中電灯 <input type="checkbox"/> 携帯用拡声器 <input type="checkbox"/> 電池式照明器具 <input type="checkbox"/> 電池 <input type="checkbox"/> 携帯電話用バッテリー <input type="checkbox"/> ライフジャケット <input type="checkbox"/> 蛍光塗料
施設内の一時避難	<input type="checkbox"/> 水（1人あたり2ℓ） <input type="checkbox"/> 食料（1人あたり3食分） <input type="checkbox"/> 寝具 <input type="checkbox"/> 防寒具
高齢者	<input type="checkbox"/> おむつ・おしりふき
障害者	<input type="checkbox"/> 常備薬
乳幼児	<input type="checkbox"/> おむつ・おしりふき <input type="checkbox"/> おやつ <input type="checkbox"/> おんぶひも
そのほか	<input type="checkbox"/> ウェットティッシュ <input type="checkbox"/> ゴミ袋 <input type="checkbox"/> タオル <input type="checkbox"/> （ ）

浸水を防ぐための対策
<input type="checkbox"/> 土嚢 <input type="checkbox"/> 止水板 <input type="checkbox"/> そのほか（ ）

8 防災教育及び訓練の実施

- ・毎年4月に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。
- ・毎年8月に全従業員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- ・その他、年間の教育及び訓練計画を毎年5月に作成する。

9 防災教育及び訓練の年間計画作成例



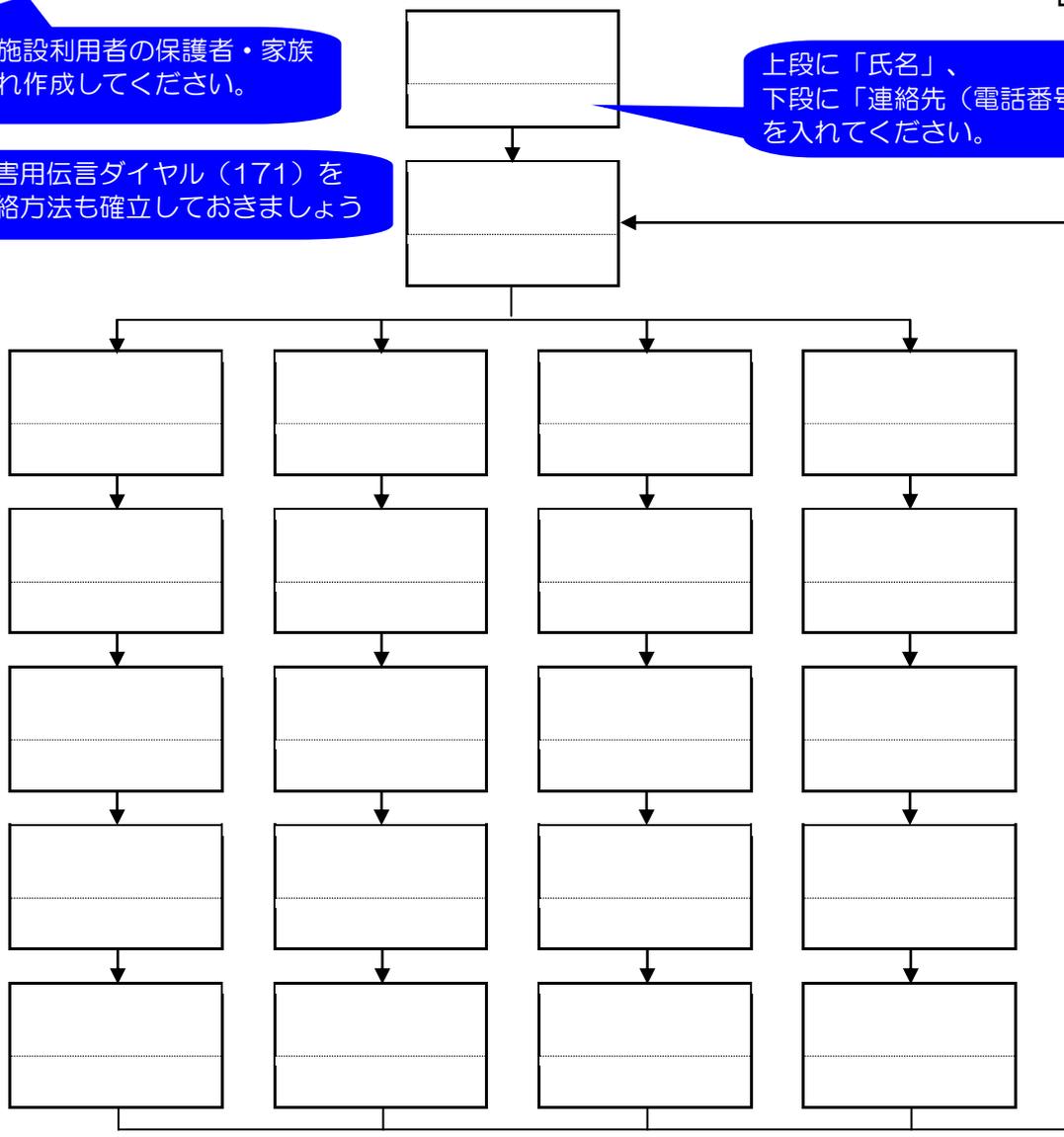
11 緊急連絡網

様式 8

従業員用と施設利用者の保護者・家族用をそれぞれ作成してください。

メールや災害用伝言ダイヤル（171）を利用した連絡方法も確立しておきましょう

上段に「氏名」、
下段に「連絡先（電話番号）」
を入れてください。



12 外部機関等への緊急連絡先一覧表

様式 9

連絡先	担当部署	担当者氏名	電話番号	連絡可能時間	備考
市町村（防災担当）					
市町村（福祉担当）					
消防署					
警察署					
避難誘導等の支援者					
医療機関					

管理権限者 (酒井 隆行) (代行者 土崎 幸恵)

	担当者	役割
情報収集 伝達要員	班長 ()	<input type="checkbox"/> 自衛水防活動の指揮統制、状況の把握、情報内容の記録 <input type="checkbox"/> 館内放送等による避難の呼び掛け <input type="checkbox"/> 洪水予報等の情報の収集 <input type="checkbox"/> 関係者及び関係機関との連絡
	班員 () 名 ・ ・ ・ ・	
避難誘導 要員	班長 ()	<input type="checkbox"/> 避難誘導の実施 <input type="checkbox"/> 未避難者、要救助者の確認
	班員 () 名 ・ ・ ・ ・	

